

2019年 仙台支社のテーマは『明日に種を蒔こう！』

支社全員で積極的にセミナーを開催しています。低金利の時代だからこそ、『金融知識を持っていない人から持っている人になって、それを実践し、お金にも働いてもらおう！』と呼びかけ、『女性のための貯蓄力向上セミナー』というテーマでセミナーを開催しています。

本郷 LA が隔月で開催しているセミナーは、お客様から個別相談を受け、お金に対する悩みを解決するためのサポートをするスタイルで、セミナー後のアンケートも「わかりやすい」「親しみが持てました」と高評価です。



個別相談を進める中で、お客様自身が将来のために《今やらなければいけないこと》が明確になり、行動を起こせるようです。

セミナーでは、FP（ファイナンシャルプランナー）というフレーズから受ける「お堅い」というイメージを払拭するため、「少しだけお金について詳しいオジサンとオバサン達ですから遠慮なく何なりとご相談ください」とも伝えて、リラックスした雰囲気作りをさせていただいています。

FPという仕事がお金に関するホームドクターとして、お客様の身近な存在になる事を願って今後も取り組んで参ります。

支社長コメント

本郷 LA は昨年6月からセミナーを始めましたが、セミナー講師としての勉強と工夫を重ねて仕事に取り組んでいます。

本郷 LA の活動を参考に、各 LA がそれぞれの地元でもセミナーの開催を実施していけるよう環境作りに努めて参ります。



本年度の重点方針として「基本」を掲げ、活動・技術・思考・言動・数値について基本を徹底することを共通認識として業務に取り組んでおります。



個人、法人を問わず、かかわった人全てにライフプランを通じてお役に立つということを根幹として、生損保のご提案だけでなく、不動産事業や HC 事業の取組についても積極的にご紹介しています。

特に不動産事業においては、ハウスメーカー、販売会社等とのアライアンスを数多く実施するだけでなく、他の代理店等では行っていないスキームを有し、全社的にも突出した成果を挙げています。今年は支社全員でハウジングビジネスに取り組み、近畿圏で No.1 の FP コンサルティング会社としての地位を目指しています。



1月初旬には、全員で年始のキックオフを滋賀県の信楽で行いました。名物の近江牛と松茸のあばれ食いを堪能し、信楽焼の体験などで充実した1日を過ごし今年の大躍進を誓い合いました。

支社長コメント

大阪支社は、LA 個々のチャレンジ精神と情報共有力の高さを土台として活動しています。

LA 全員が、互いに相談し、ロープレや勉強会を実施しています。また、親睦を図ることが大好きなメンバーばかりで月2回の情報交換会は、毎回盛り上がりです。



お問い合わせ・担当者

発行



〒141-0031 東京都品川区西五反田 7-22-17 TOC ビル 12F
Tel: 03-6421-7845 <http://www.life-force-support.co.jp>

LFS/d1903005

FORCE-i

SPRING ISSUE 2019



新元号「令和」が公布され今月末には「今上天皇」がご退位なされ、5月1日には新元号の施行、そして「新天皇」がご即位されます。新元号には「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ」という意味が込められているとの発表がありましたが、国の成り立ちや、ここにあることへの感謝、他者への配慮 などある新しい時代、それを、皆が手を携えて創っていききたいですね。

それぞれのご家族や会社でも、相続や事業継承の時は必ず訪れます。我々人間は長い歴史の中で、先祖から命や文化や財産などを受け継ぎ、付加価値を加え子孫に引き継ぎ家や文化を守ってきました。先祖に感謝し未来に何を届けるのかについて、この新しい歴史の幕開けの時にじっくり考えるための休養・休暇として大型連休が与えられたような気が致します。

昭和から平成に変わった1989年からの2017年までの約30年間、核家族化と単身世帯の増加によって我国の世帯数は約30%増加しています。この間全世帯のうち単身世帯は20%⇒27%と増加、核家族世帯は60.3%⇒60.7%とほぼ横ばい、三世帯世帯は14.2%⇒5.8%で大幅減少となっています。将来に向けご自身が考える家族の形というものを、一度見つめる機会としてはいかがでしょうか。

「フィナンシャルプランニングでお金の価値を知り、ライフプランニングによってお金で買えないものの価値を知る。」ライフフォースサポートは新しい時代も、皆様の生きる力を全力で支援してまいります。創業7年目を迎える今号から、全国の支社の活動紹介も掲載しますのでご一読いただければ幸いです。

代表取締役 安岡 利朗

民法改正のポイント～遺産分割等に関する見直し(2019.7.1～)

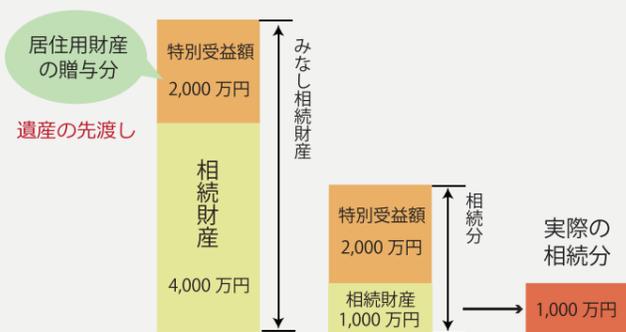
民法のうち相続法の分野については、昭和55年以来大きな見直しがありませんでした。社会経済情勢の変化に対応するために多岐にわたる改正が2019年7月1日から順次施行されます。今回は遺産分割等に関する見直しについて確認をしていきます。

1. 夫婦間で行った居住用不動産の贈与等を保護するための方策

現行制度

婚姻期間が20年以上ある配偶者への居住用財産の贈与は、2000万円までは非課税となる。しかし贈与を受けた財産は計算上遺産の先渡し(特別受益)を受けたものとして相続財産に戻されて遺産分割されるので、贈与の恩恵が無くなる。

事例) 相続人 配偶者と子供1人 相続財産 4000万円
贈与済み財産 2000万円の場合



相続時配偶者取り分 (4000万円 + 2000万円) × 1/2 - 2000万円 = 1000万円、配偶者の相続は、先に贈与を受けた資産と合わせると**3000万円**となる

改正後

相続時には贈与を受けた居住用財産は、特別受益として取り扱う必要が無くなるので配偶者はより多くの遺産を受け取ることができる。

事例) 相続人 配偶者と子供1人 相続財産 4000万円
贈与済み財産 2000万円の場合



相続時配偶者取り分 (4000万円) × 1/2 = 2000万円、配偶者の相続財産は先に贈与を受けた資産と合わせると**4000万円**となる。

相続時に受取る生命保険金は、特別受益には基本該当しないので代償分割など相続対策として活用できます。

2. 相続された預貯金の払い戻しを認める制度

現行制度

相続された預貯金は遺産分割の対象となるので相続人単独での払い戻しは出来ない。遺産分割が終わるまでは被相続人の預金の引き出しが出来ないので葬儀費用や病院への支払いなど立替える必要がある。

改正後

遺産分割における公平性を図りつつ、相続人の資金需要に対応できるように、2つの制度を設ける。

- ① 預貯金の一定割合(銀行口座毎に150万円限度)については家庭裁判の判断がなくても単独で銀行の窓口で払い戻しが可能
単独で払い戻しをすることができる額 = 相続開始時の預貯金の額 × 1/3 × 法定相続分
- ② 保全処分の要件緩和
仮払いの必要性があると認められる場合には、他の共同相続人の利益を害しない限り家庭裁判所の判断で仮払いを認める

制度は改正されますが、手続きには手間が掛かりますので、葬儀費用など特に急ぎの資金は、生命保険で準備しておく必要はあります。

会社従業員の業務上の賠償責任と死亡時リスクについて

一般的なサラリーマンとは違い、会社役員(取締役、監査役、執行役員等)の方々が日々取り組んでいる業務には、大きな責任が伴います。

会社役員には会社を健全に運営するために正しい経営判断をし、業績を伸ばすことは当然ですが、会社に損失を与えないよう忠実に業務に取り組むことが求められています。

また、役員が会社に対して負う責任の中でも特に注意が必要なのは、「監視、監督義務」です。これは役員同士、責任をもって業務にあたっているか、お互いに監督し合うことを会社法では義務付けています。つまり、自分が悪くなくても、他役員が暴走したり、業務を怠慢したことによる損害の場合については、責任を問われることがあるのです。

近年、会社の役員個人に対して賠償責任が追及され訴訟に発展するケースが急増しています。役員の皆様が業務上の賠償責任を求められる場合は、以下の3つに分けることができます。

- ① 第三者訴訟(会社の取引先等の第三者から訴えられる場合)
- ② 株主代表訴訟(株主から訴えられる場合)
- ③ 会社訴訟(会社から訴えられる場合)

右記のような「役員が既に死亡」されている場合では「遺族の相続放棄」につながるような最悪のケースも想定されます。

訴訟の内容	訴訟の種類	訴える人	訴えられる人	役員賠償責任保険
過労自殺を発生させないための体制構築を役員が怠った *役員が既に死亡している場合	第三者賠償	遺族	役員の相続人	○



ポイント

- 役員賠償は事故発生から訴訟提起まで時間がかかるケースも
- 役員が死亡後に訴訟となるケースも!
- 家族が訴訟対応をする。訴訟の場合は相続放棄も...

認知症と相続

日本の65才以上人口約3,079万人のうち約28%にあたる約862万人が認知症と認知症予備軍(軽度認知障害:MCI)と、2012年厚生労働省から発表がありました。

認知症は現在の医学で完治は難しく、相続に向けての準備(遺言を書く、贈与などお金を動かす、不動産を処分すること等々)をすることが出来なくなります。しかしMCI(軽度認知障害)の段階で生活習慣の改善などの対策を開始することで、認知症の発症を抑えられたり、発症しないという可能性もあります。

また、いつか必ず起こる相続に向けては、MCIが疑われた時点で早急に対応を考え、対策をとることが、ご自身の意思が反映された円満な相続につながります。

生命保険商品でもMCIで給付金が出る商品なども発売され話題になっています。生活の質を維持するための自宅改装や、公的保険では賅えないヘルパー依頼などの費用を確保できるだけでなく、相続対策としても有用な商品です。

<MCI 6つの定義>

- ・本人や家族が記憶障害を指摘している
- ・年齢や教育レベルの影響だけでは説明できない記憶障害がある
- ・日常生活は自立をしていて問題は無い
- ・認知機能(思考力や判断力)全般に問題は無い
- ・認知機能に影響を与えるような身体疾患を認めない
- ・認知症ではない



出典: 2012年厚生労働省「認知高齢者の現状」